

平成 22 年 9 月 16 日

四半期財務諸表に関する会計基準等の見直しについて

1. 四半期財務諸表の導入経緯

金融審議会では、平成 17 年 6 月、四半期報告制度の導入の提言を行い、平成 18 年 6 月に「金融商品取引法制」を整備する法改正が成立し、上場会社等を対象として平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から四半期報告制度が導入されることとなった。

企業会計基準委員会では、金融審議会での上記の提言を踏まえ、平成 17 年 7 月に四半期会計基準専門委員会を設置し、四半期財務諸表に関する会計基準及びその適用指針の開発に着手し、論点整理、公開草案の公表というデュー・プロセスを経て、平成 19 年 3 月 14 日に企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を公表した。そして、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用されている。

2. 四半期財務諸表に関する市場関係者等の最近の意見

金融商品取引法上での四半期報告制度は、第 1 四半期、第 2 四半期、第 3 四半期のいずれも同じ水準での開示が要求されている。これは導入時、四半期開示制度が定着をしていた米国を主に参考にしたことが考えられる。したがって、四半期会計基準の検討にあたっては、我が国における中間財務諸表作成基準だけでなく、米国における会計基準や SEC の規則等を参考にして取りまとめた。

しかしながら、欧州では、我が国が導入したような四半期報告制度の導入も検討されたが、最終的には、EU の「透明性指令 (Transparency Directive)」において、半期報告制度が維持され、上半期及び下半期の中間時点における情報開示として「中間経営概況」という当該半期に生じた重要な事象や取引及びその経営成績への影響等に関する説明といった定性的情報の開示が求められているのみである。このため、欧州の制度と比較しても、我が国の開示制度は過重であると考えられ、開示制度全般に対する抜本的見直しを実施する必要があるとの意見が強まってきた。たとえば、今年 7 月、日本経団連からは、「財務報告に関わるわが国開示制度の見直しについて」という意見書も発表された。

また、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略」において、我が国企業・産業の成長を支える金融等の観点から、2010 年度中に実施する事項として「四半期報告の大幅な簡素化」が盛り込まれた。

3. 四半期財務諸表に係る会計基準の改正を検討する経緯

8 月 26 日に開催された第 208 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から企業

会計基準委員会に対して、四半期財務諸表に関する会計基準について、特に第1四半期及び第3四半期について開示書類の大幅な簡素化が必要であるとの意見を考慮して見直すことが適当であるという提言を受けた。

このような提言の背景としては、上述したように、欧州をはじめとした諸外国と比較して開示書類の作成負担が過重であるため、四半期報告書の大幅な簡素化を求める指摘が作成者等からあり、また、閣議決定された「新成長戦略」においても「四半期報告の大幅な簡素化」が盛り込まれたことによる。

4. 検討の進め方

今回の「四半期財務諸表に関する会計基準」「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」の見直しは、四半期報告制度の在り方自体を再度検討するような見直しを前提とするものではないと考えられ、かつ、検討すべき項目が注記事項を中心とした開示項目の簡素化であり、かつ、タイムリーな改正を行うことも必要とすることから、専門委員会での審議にはふさず、委員会審議のみで対応することとしてはどうか。

政府の「新成長戦略」で2010年度中に実施する事項とされたという点も踏まえ、「四半期財務諸表に関する会計基準」「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」の改正手続きは、平成22年12月頃には公開草案を公表し、平成23年3月に最終基準化を目指すということではどうか。

その場合、今後の委員会での検討回数は以下のとおりと考えている。

<u>主な議題</u>	<u>委員会での検討回数</u>
現状分析	1回
参考人との質疑応答	1回
主な論点の検討	2回
公開草案の検討	3回

5. 主な検討項目

現在の四半期財務諸表会計基準では、第1四半期、第2四半期、第3四半期のいずれも同じ水準での開示を求めているが、今後の参考人からの意見聴取と意見交換そして国際会計基準第34号の規定を参考にしつつ、簡素化の検討を進めていくにあたり、主な検討項目は、以下の点でよいか。そのほか、検討すべき事項としてどのような点があるか。

- (1) 四半期報告制度は適用開始から2年経過したが、四半期財務諸表全般について、コスト・ベネフィットの観点から簡素化すべき事項としてどのような点があげられるか。
- (2) 基準諮問会議での提言を踏まえて、第2四半期と第1及び第3四半期の四半期

財務諸表での開示水準を分けるとすると、どのような観点や考え方に基づいて整理していくべきか。

（ 3 ） 仮に、第 2 四半期と第 1 及び第 3 四半期の四半期財務諸表で開示水準を分けるとした場合に、どのような項目が検討対象として考えられるか。

以上